

事例番号:300541

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日

16:12 妊婦健診で受診、血圧 133/91mmHg、尿検査で尿蛋白(2+)

16:25 再測定で血圧 146/97mmHg

17:00- 腹痛出現、多量の性器出血あり、超音波断層法で胎盤肥厚、胎児徐脈(60 拍/分)あり

時刻不明 常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開決定となり入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

17:28 帝王切開にて児娩出

子宮にうっ血斑、クーパーレール徴候あり

胎盤は既に剥がれており、多量の凝血塊を排出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 1 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.50 以下、BE 不明

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アトレ

リン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、profound asphyxia、播種性血管内凝固症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 12 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 10 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 妊娠高血圧症候群(妊娠高血圧腎症)が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 39 週 1 日の 17 時頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 1 日の妊婦健診において血圧が 133/91mmHg、再測定で 146/97mmHg と高血圧を呈し、尿蛋白(2+)が認められる状況で、妊産婦の精密・確認検査を実施せず、4-5 日後の外来受診としたことは一般的ではない。
- (2) 妊産婦の症状(腹痛、性器出血)および超音波断層法所見(胎児徐脈、胎盤浮腫)より常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは適確である。
- (3) 帝王切開決定時に、新生児搬送先への連絡を看護スタッフに指示したことは適確である。

- (4) 帝王切開の決定から児娩出までの対応(21分で児娩出)は適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 妊娠高血圧症候群の管理について、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」を再度確認し、実施することが望まれる。
- (2) B群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠35週から妊娠37週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では妊娠34週に膣分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠35週から妊娠37週で実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中のB群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査

(GBS スクリーニング)を妊娠 35 週から妊娠 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

新生児搬送の依頼から実際に新生児搬送をするまで1時間程度を要しているが、円滑な救急搬送が実施できるように、新生児搬送体制を整備することが望まれる。